

希 望

9月・10月号

No. 448



2021.7月26日

知的障害者育成会 高槻手をつなぐ親の会

発行責任者 硯 啓

団体事務所 TEL 072(672)0672

「障害者代筆投票」二審も認められず

豊中市の中田泰博さんが、ヘルパーによる代筆での投票を求めた裁判が

8月30日に大阪高裁で有りました。結果は一審に続く原告敗訴となりました。中田さんは脳性麻痺があり自筆では投票用紙に記入することが困難です。そのため代筆をヘルパーさんに依頼してきました。ところが2013年に公職選挙法が改正され、代筆は投票所の係員に限られることになりました。このため、2016年の参院選ではヘルパーによる代筆が認められず、中田さんは投票することが出来ませんでした。この事が憲法違反に当たるとして中田さんは裁判を起しました。

私も何度かこの裁判の傍聴に行き、「投票の秘密は守られなければならない権利であり、誰ともわからない係員ではなく、自らが信頼するヘルパーに頼みたい」という中田さんの意見は至極もったもな事だと思えました。別段なにか不正が行われそうなのではないし、困難な事でもないように思えたのですが、何が問題なのでしょう。

実は2013年の公職選挙法改正は、それまで投票出来なかった「成年被後見人」の選挙権の復活という事が大きなポイントでした。成年後見制度を利用している障害者や高齢者などはそれまで投票出来なかったのが、この時の改正で約13万人もの人が投票出来るようになりました。しかしながら、自らの意志で記入出来るのかわからない人が、家族や他者に記入されることを防ぐために「代筆は投票所の係員に限る」という規定がされたのです。

確かに、知的障害者や認知症高齢者などが、親しい支援者や家族などに勝手に代筆されてしまうことは避けなければなりません。そのための規定が、中田さんの投票の権利を奪ってしまうことになるのは理不尽ではないでしょうか。もちろん、「係員の代筆でも構わない」という人もいるかも知れませんが、無効票になったとしても自分で記入したいという人もいます。係員に代筆を頼みたい人は頼み、中田さんのように、自らの意志で代筆者を指定したい人はそうすることもできる、というふうにならぬのか。選挙という大事な社会参加の場で「投票の秘密を守りたい」という中田さんの問題提起を裁判所があまりにも蔑ろにしているようで残念です。

障害者も様々な人がいて、一方の権利を守る仕組みが他方では妨げになるような場合には、何かしら制度の方を見直したり柔軟な対応の必要があると思うのですが、皆さまはどう考えますか。

根本的には、障害者を一律にみて、丁寧に実態を考慮しないことに問題があるような気がしてなりません。

衆議院選挙がまもなく行われるようですが、障害者と選挙について、私たちも

考える必要があるのではないのでしょうか。中田さんは控訴するそうですので、今後とも注目していきたいです。

大切な一票の権利を奪われる人がいることを私たちも考えて、投票に行きましよう。
(堀切 きみよ)

代理投票時の対応について 総務省が全国の取組事例を通知

選挙や投票の方法を決める公職選挙法を管轄するのは総務省で、この法律に従って各都道府県、市区町村の選挙管理委員会(選管)が投票所を運営します。つまり、投票所で知的障害のある人に対応するのは選管の職員となります。

いまの選挙制度では、「代理投票」を利用する知的障害のある人も多いかと思えます。この代理投票の方法には選挙管理委員会によってばらつきがあったため、総務省は各地で取り組まれている代理投票とその際の意味確認方法について事例を集め、今年4月に各都道府県選挙管理委員会に通知しています(4月28日・総行管第160号)。ここでは、その事例について紹介します。お住まいの選挙区投票所での対応が十分でない場合、以下のような対応を求めるようにしてください。

代理投票時における意思確認の取組等

※カッコ内編集者注

【設備等の整備】

- 氏名等掲示について、選挙人(投票する人)が手元で見ることができるよう縮小版を準備する。
- 意思疎通を図るためにコミュニケーションボードを準備する。

【意思確認の方法】

- 補助者(投票を補助する選管職員)が氏名等掲示を順番に指し、または候補者名を順番に読み上げ、投票したい候補者のところをさす形で意思確認を実施。
- 本人に氏名等掲示を指さしてもらったり、候補者名を声に出してもらった上で、さらに記載した候補者名を再度本人に確認する形で意思確認を実施。
- 選挙人が候補者ごとに切り取った選挙公報を持参した際に、切り抜きをシャッフルした上で、選び取ってもらうような形で意思確認を実施。
- 候補者の氏名等を書いた紙片・名刺等を持ってきた場合、特に慎重を要するものであるため、補助者は黙って紙片にある氏名を記載す

るようなことはせず、選挙人に投票すべき候補者の氏名を確かめてから記載する形で意思確認を実施。

- 候補者1名ごとに所属・氏名を記載したカードを作成し、これを補助者が1枚ずつ読み上げかつ選挙人に提示する形で意思確認を実施。
- 手を動かすことができない者については、家族等と事前に打ち合わせ、まばたきによって意思確認を実施。

【その他配慮事項】

- 選挙人や立会人(投票に不正がないか監視する人)等から疑惑をもたれないよう、候補者の氏名を聞く場合、誘導尋問と疑われるような言い方をしないよう留意。
- 事前に障害担当課と選挙人の家族を交えて意思確認の方法について打ち合わせる。
- 声により意思確認をする場合もあることから、投票の秘密が確保されるよう、代理投票記載場所は、一般の投票記載場所から十分な距離をとるよう配慮。また、他の選挙人が近づきすぎないように会場整理を行っている。

育成会機関誌手をつなぐより抜粋

人間（ひと）としての尊厳をもって生きる・・・障がいのある人が尊 厳をもって社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している

（第5次大阪府障がい者福祉計画からの課題）

Sさんは、脳に何らかの障害がある重度の知的障害のある人です。言葉をしゃべる事が出来なかったり、買い物が1人では出来なかったり社会生活への適応のしにくさがあるます。たまに、一人で勝手に出かけコンビニエンスストアでお金を払わず警察に保護されたりします。

社会的規範が守られず、したいことは止められ、したくないことをやらされ、心のイライラは募ります。しかし人間（ひと）としての尊厳を持って生きていく事を考え合わせていかねばなりません。

精神科の医師と相談して、色々な薬を混ぜ合わせて作り、総じて「落ち着く薬」を今も服用しています。支援学校卒業後10年もたって障害の重い方が施設で作業していることを知り、生活介護事業所に通所することとなりました。一般社会と違い福祉活動の一環として重い障害がある人の思いは理解され、本人は、毎日嫌がらず通所しますので安心していています。今は、仲間と共に暮らすグループホームを利用しています。東京パラリンピックは肢体不自由や視覚障害、知的障害等、障害のある選手の活躍を通じて違いを認めあう「共生社会」の実現を目指した正にすべての障害者がお互いを認め合う住みよい社会です。コロナ感染で人々の孤立と社会の分断で国民がTVを見てどれだけ救われたか。Sさんも興味があるのか熱心に見ていました。

高槻市においても地域福祉計画・地域福祉活動計画等の福祉計画においては、地域に住むすべての人々が夢を育み安心して暮らせる自治と共生のまちづくりの理念を掲げています。

これらを踏まえ障害のある一人ひとりが「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」と照らし合わせ、相談支援事業の相談支援員とサービス等利用計画を作成しています。計画は遂行されているか、合理的配慮は施されているか、などのモニタリングを行っています。Sさんも父親が代弁代行しています。

障害者差別解消法では、社会的障壁の除去の意志表明（個人、団体等から）があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう合理的配慮を行わないことは差別であるとみなされます。

グループホームでの暮らしに、休日や盆休み期間の過ごし方に厚労省が進める日中サービス支援型が適用実施できるようにこれから合理的配慮をお願いして

まいります。

重度知的障害のSさんは48才、親亡き後30年は生きる事となります。「高槻障がい福祉サポートネットワーク」はいつ緊急事態が起こっても対応してもらえるので助かります。しかし、本人の意思決定支援のあり方、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度の利用も必要かと考えています。(石見)

月例会

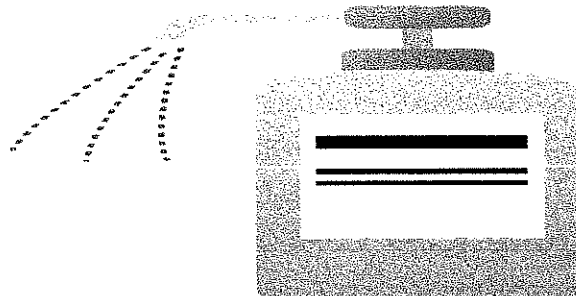
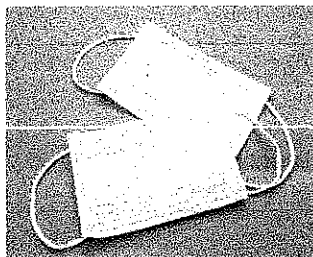
8月25日は16名参加して頂き、要望書について話し合いをしました。
9月の月例会は要望書のまとめを、10月は、春に行ったアンケートをもとにこれからの親の会について話し合いたいと思います。

10月は部屋の都合がつかず第2水曜日となっています。

9月15日(水) 10時から12時高槻現代劇場205号

10月13日(水) 10時から12時高槻現代劇場205号

※11月は対市懇談を予定しています。日程は調整中です。



ほっこりタイム

8月6日(金)高槻現代劇場 206号室にて「中学校卒業後の進路(支援級)

について」教育委員会よりお越しいたいで出前講座を開催しました。

コロナ禍なので、参加20人の希望でしたが、親の会の学齢期さんも含み15人と先輩会員5人の参加でした。5.6人の方より積極的に質問があり、教育委員会の方もわかりやすく説明して下さいました。

進路は、私達の子どもの頃(15年前)より、少しは広がっているように感じましたが、重度の子供と、軽度の子供の進路の差は変わってない気がします。

以下参加された方の感想と意見です。

(加地)

○前回の出前講座に比べ、パワーポイントを使用しながらの講座はわかりやすく高槻市、茨木市の進路を控えている方にわかりやすかったです。

○支援級の子供は、入学説明会もやってもらえないのだな、とつくづく思いました。

○学校の支援クラスの様子をもっとわかるような講座があれば嬉しいです。

○教育指導課と学校現場が、今後さらに密に連携していただき、困り感を抱える生徒に寄り添って頂き、居場所を、学びの場を提供していただけると幸いです。

○地域住民の為の公立の学校でありながら、支援のあり方に中々発展なく、当たり前に通わせることが難しい現状についてもっと話したい。隔離ではなく「共生」の為の今後の方向性を聞きたいと思いました。

○長男がASD(自閉症スペクトラム)の小学5年で、中高に進むに当たり、どのような進路選択があるのか、成長の目標設定をたてて進路を決めるなどポイントを知ることができて良かったです。

○各学校サイドと教育委員会との間で、決め事が共有できていないことが多いのだなと感じ、残念に思いました。

○中学卒業後の進路について、たくさんの選択肢があるという事がわかり、まだ先の事ですが、知れたことは良かったです。

○例えば前年度は何人の児童が支援級に通っていて、どのような進路を選択したかなど、具体的なお話をして頂けるとイメージがわきやすい。

○中学校以降の進路について考えるきっかけになりお話を聞いて良かったです。

○自分自身を含め、未就学児の保護者さんと話していると卒園後の事がわからず不安に思っている保護者が多いと感じます。ぜひ小学校についても、今回のようなお話頂ける機会があればと思います。

「キャンパス・オリーブ」オープンキャンパス

来年4月オープンの「キャンパス・オリーブ」で7月31日、8月21日にオープンキャンパスが行われました。17名の参加で音楽の体験でレッドツェッペリンの「smokey on the water」を先生の手ほどきを受けながらドラム、ベース、キーボード、ギターの各パートに分かれ30分ほど練習後保護者の前で練習の成果を披露してくれました。どの子どもとても楽し気に、生き生きと演奏していました。中にはこれをきっかけにピアノの練習を始めた子もいたそうです。音楽以外にもクラフト（木工）をした子どもおり、こちらも楽し気に取り組んでいました。

親の方は、既に開校されている松原市にある「ぼぼろスクエア」（自立訓練）の取り組み、生徒たちの様子をスライドを見ながら説明をしていただきました。

18才とは言えまだまだ未熟な子供達が生き生きと、自分らしく、同世代の仲間と学んでいくのはとても良い事であり、大阪にも数校出来てはいますが、北摂には一校もなく、今回初めて出来たことはとても喜ばしい事だとおもいます。これを皮切りに北摂にも学びの場が増えればと思っています。

次頁に大阪にある学びの場を紹介します。是非参考にしてみてください。

大阪府では 障がい福祉サービスを活用して 障がいのある方々の学校卒業後等の 「学びの場」を府ホームページにて公表しております。

障がい者の学校卒業後等の「学びの場」の状況

事業所の所在地

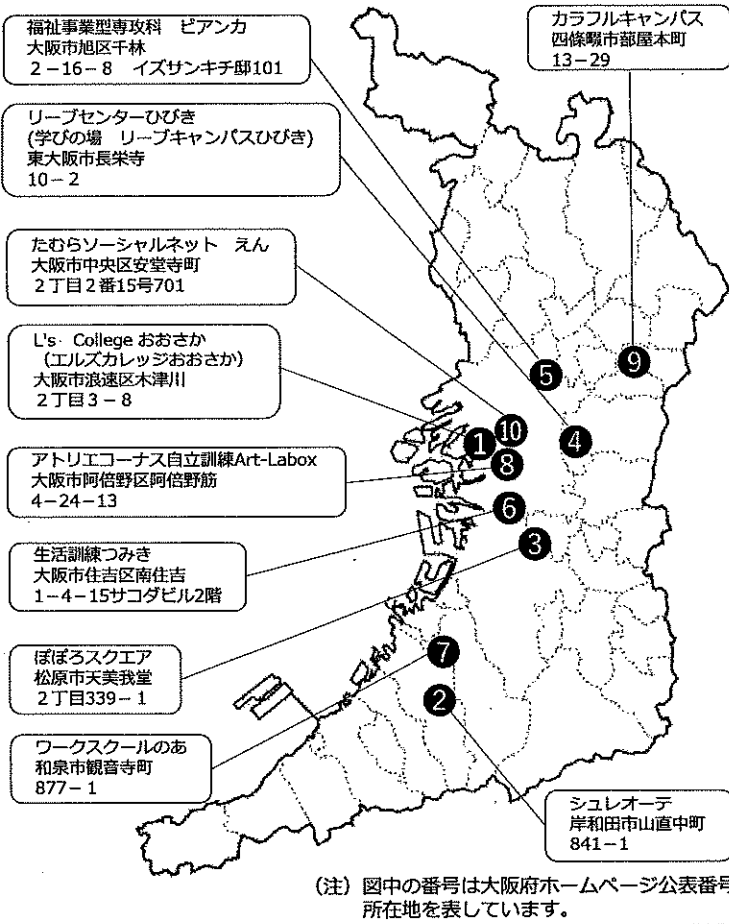


大阪府では、学校卒業後等の「学びの場」公表要綱に基づいて、府内「学びの場」を公表しています。
※令和2年9月16日現在10事業所

→学校卒業後等の「学びの場」府ホームページへ

詳細については大阪府ホームページをご確認ください。

大阪府 学びの場 検索



「学びの場」について
事業所等において、障害者総合支援法に基づく自立訓練(生活訓練)事業等の障がい福祉サービスを活用し、コミュニケーション能力や就労へのモチベーションを高める等、就労に向けた準備に取り組んでいます。

※「事業所等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第35条の規定を受けた者のほか、それらと同等の知事が特別に認めるものであって、大阪府内に所在するものをいいます。

番号	事業所名	事業種別	定員	事業所連絡先 電話/メール
①	L's College おおさか(エルズカレッジおおさか)	自立訓練事業(2年間)、就労継続B型(2年間) ※計4年間を基本	自立訓練事業 40名、就労継続B型 20名	06-6561-7730 / lcosaka@l-challenge.com
②	シュレオーテ	生活介護、自立訓練(生活訓練)	4年制 20名	072-448-7772 / shule-ote@s-izumino.jp
③	ぼぼろスクエア	自立訓練事業(生活訓練)	2年制 20名(学年制、各学年10名程度受け入れ)	072-349-3958 / poposuku@npo-osc.com
④	リーブセンターひびき(学びの場 リーブキャンパスひびき)	自立訓練(2年間)	1年次:10名 2年次:10名 計20名	06-6782-9532 / reeve-c@theia.ocn.ne.jp
⑤	福祉事業型専攻科 ピアンカ	自立(生活)訓練事業	原則2年 20名	06-6923-8847 / bianca@leaf.ocn.ne.jp
⑥	生活訓練つみき	自立訓練事業、生活介護事業	計3年間を基本 自立訓練6名 生活介護14名	080-9308-6657 / tumiki@Qb4.so-net.ne.jp
⑦	ワークスクールのあ	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援	4年制 20名	0725-51-7903 / workschool.noa01@gmail.com
⑧	アトリエコーナス自立訓練Art-Labox	自立訓練	2年 10名	06-6658-6370 / corners2010@yahoo.co.jp
⑨	カラフルキャンパス	自立訓練(生活訓練)	2年間 20名(学年制、各学年10名程度受け入れ)	072-819-9446 / karafurucampus@jcom.zaq.ne.jp
⑩	たむらソーシャルネット えん	自立訓練(生活訓練)	2年間 10名	06-6766-7071 / tamura-socialnet@nifty.com

※上記内容については、当該ホームページより抜粋。その他の情報については、府ホームページまたは事業所ホームページをご覧ください。



【障がい者の学校卒業後等の「学びの場」公表に関する問い合わせ】
大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ
〒540-0008 大阪府大阪市 中央区大手前3丁目2-1 2別館1階
電話番号06-6944-9176 ファクシミリ番号06-6942-7215



→自立支援課ホームページへ

同好会情報

ミュージックケア

平成 23 年 7 月よりミュージックケアを始めて 10 年になります。

昨年度で、5 年間の大阪府の補助金が終了し、参加費が発生することになりましたが、会より補助金が頂けるようになり、続けていく事が出来ます。有難うございます。

しかしながらコロナ禍ゆーあいセンターの部屋が借りられなくなり、現代劇場の部屋代が発生することとなりました。

又、若いママさん方がお仕事を始めたり、子供たちもガイドヘルパーと出掛けたり、中学生や小学校高学年になり、他の事に興味移って参加したくない子が出てきたりで、参加者が激減しました。

今後、コロナが終息したらうの花療育園のママさん方をお誘いしようと思っておりますが、現在はお誘いできず残念です。

今は、親の会の青年たちとこじんまりと楽しんでいます。ワクチン接種が終了した会員さん。良かったら見学に来てください。ガイドさんとの参加も OK です。お待ちしております。

(加地)

絵画教室

5 月、6 月緊急事態宣言が出されて、ゆーあいセンターが使用中止になりました。

7 月 4 日 (日) 3 ヶ月ぶりの絵画教室では、先生、メンバー、ガイドさんと笑顔で会えてよかったです。

9 月は 5 日 (日) に行いました。

次回は 10 月 3 日 (日) です。

場所 ゆーあいセンター 2F 又は 4F
会議室

作品はゆーあいセンター 1F に展示しています。

参加申し込み先 担当 城

ボーリング同好会

4 月、5 月は緊急事態宣言になりラウンドワン高槻店は臨時休業でした。ボーリング同好会は 6 月から再開しました。

他の人に気兼ねせず(ガーターなしレーン)で 2 ゲーム楽しんでいます。ガイドさんとの参加も OK です。

日時 毎月第 4 日曜日 10:00 スタート

場所 ラウンドワン高槻店 (170 号線「辻子」
交差点)

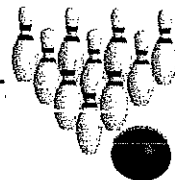
料金 貸し靴代 390 円 ゲーム代 2 ゲーム (8 名以上で 1280 円)

※親の会の会員及び賛助会員は親の会より
ゲーム代 680 円補助

※障害者手帳持参で団体扱いは 100 円引き
になります。

※メンバー表を作成して FAX するため 3 日前
の木曜日までに一報ください

参加申し込み先 担当 城



いずれの同好会も連絡先はゆーあいセンター団体事務室

Tel 072-672-0672 Fax 072-661-4714

ご参加お待ちしております